

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【公開番号】特開2016-23930(P2016-23930A)

【公開日】平成28年2月8日(2016.2.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-009

【出願番号】特願2014-145653(P2014-145653)

【国際特許分類】

G 01 M 15/04 (2006.01)

B 60 L 11/12 (2006.01)

【F I】

G 01 M 15/04

B 60 L 11/12

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月19日(2016.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ以上の車両の1つ以上のエンジンを制御するエンジン制御システムであって
前記エンジン制御システムは、

前記エンジンと、前記エンジンの駆動で発電する発電機とで構成される電力供給部と、
前記発電機で発電された電力を変換する電力変換部と、

前記電力供給部と前記電力変換部との接続を遮断する電力遮断部と、

前記電力供給部と前記電力変換部を制御する駆動制御部と、

前記電力変換部からの変換された電力で駆動される主電動機と、

前記車両の走行を制御する車両制御部とを備え、

前記エンジンの駆動により前記発電機で発電した電力ないし前記車両の外部から供給される電力により前記主電動機を駆動する走行モードと、

前記発電機と前記電力変換部との電力供給を、前記電力遮断部によって遮断し、前記エンジンの動作確認試験を実行する試験モードとを有する

ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項2】

請求項1に記載のエンジン制御システムにおいて、前記車両制御部が前記試験モードの選択を受け付けると、当該車両制御部は、

前記駆動制御部に前記発電機から前記電力変換部への電力供給を、前記電力遮断部によって遮断し、前記車両を前記試験モードに切り替えて、前記エンジンの動作確認試験を実行する

ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項3】

請求項1に記載のエンジン制御システムにおいて、

前記エンジンへの試験条件、試験結果の判定条件、試験対象のエンジン情報を前記車両制御部が受け付け、

前記試験条件で、前記試験対象のエンジンに動作試験を実行し、

前記動作試験の試験結果と、前記試験結果の判定条件とを比較して前記試験対象のエン

ジンが正常か異常かを判断する
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 4】

請求項 3 に記載のエンジン制御システムにおいて、
前記車両制御部に予め格納された試験結果を判定する試験結果判定パターンと、前記動作試験の試験結果とを比較して、前記試験対象のエンジンが正常か異常かを判断する
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 5】

請求項 3 に記載のエンジン制御システムにおいて、前記試験条件は、前記エンジンの目標回転数、単位時間当たりに増加ないし減少させる回転数、前記目標回転数までの到達時間、前記目標回転数を維持する時間のいずれか 1 つ以上を含む
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 6】

請求項 3 に記載のエンジン制御システムにおいて、前記判定条件は、前記エンジンの目標回転数の許容範囲、前記目標回転数までの到達時間の許容範囲、前記エンジン本体の温度許容範囲、振動の許容範囲のいずれか 1 つ以上を含む
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 7】

請求項 1 に記載のエンジン制御システムにおいて、前記エンジンの動作確認試験を、全てのエンジンに対し同時に実行する
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 8】

請求項 1 に記載のエンジン制御システムにおいて、前記エンジンの動作確認試験を、エンジン毎に時間差を設けて実行する
ことを特徴とするエンジン制御システム。

【請求項 9】

請求項 5 に記載のエンジン制御システムにおいて、エンジン毎に異なる前記目標回転数で前記エンジンの動作確認試験を実行する
ことを特徴とするエンジン制御システム。